

消費税の引上げに伴う地方消費税交付金（引上げ分）の財源充当について
(令和4年度決算)

引上げ分に係る地方消費税交付金は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされていることから、以下の経費へ充当します。

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 153,566 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	町債	その他	社会保障 財源分の 市町村 交付金	その他
社会 福祉	障害者福祉事業	450,726	282,148	2,800	581	13,349	151,848
	高齢者福祉事業	512,954	25,230	1,200		39,315	447,209
	児童福祉事業	880,134	70,343	701,400	38,129	5,678	64,584
	母子福祉事業	1,528	0	1,000	0	43	485
	小計	1,845,342	377,721	706,400	38,710	58,385	664,126
社会 保険	介護保険事業	449,946	24,471	0	7,879	33,745	383,851
	国民健康保険事業	155,044	62,963	0	0	7,441	84,640
	小計	604,990	87,434	0	7,879	41,186	468,491
保健 衛生	高齢者医療事業	326,077	60,485	0	0	21,462	244,130
	病院事業	347,404	0	0	0	28,073	319,331
	疾病予防対策事業	121,924	58,633	0	10,784	4,243	48,264
	医療提供体制確保事業	3,686		1,000		217	2,469
	小計	799,091	119,118	1,000	10,784	53,995	614,194
合計		3,249,423	584,273	707,400	57,373	153,566	1,746,811
		3,017,776	715,370	358,500	68,930		